

お取引先様各位

新型コロナウイルス感染対策「緊急事態宣言」に対する対応について(第三報)

弊社では、新型コロナウイルスの感染拡大による「緊急事態宣言」発令に基づき、従業員、お客さま、関係先等の安全・安心を確保するため、以下の勤務体制を実施して参りましたが、2020年4月7日に発出された政府の『緊急事態宣言』の期限延長を受け、下記の通り、内容の見直しを行いましたので、ご報告申し上げます。

1. 対象拠点および従業員について

緊急事態宣言の対象となる下記の事業拠点においては、在宅・テレワーク勤務を進めるなど、可能な限り出勤率を下げての勤務といたします。

緊急事態宣言対象地域

・本社(相模原市)／東京支社／厚木支店／湘南支店／大阪支店

※緊急を要する場合を除き、来社にご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

※御用の際は、担当者の携帯電話またはメールに直接ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

2. 期間について

2020年4月20日(月)から5月31日(日)まで

※対策内容や対応期間は、5月14日を目途に政府より示される緊急事態宣言解除の判断基準の内容や各自治体からの追加要請等により、今後も随時、見直しを行って参ります。

引き続き、従業員及び家族、お客さま、関係先等に対する健康・安全を最優先に考え、政府方針に基づき新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年5月7日

株式会社河本総合防災